

宮崎市「事務事業の外部評価」 事業別対応方針シート

チーム名	第 1 チーム	担当課名	文化スポーツ課
事業番号	1-3	事務事業名	学校体育施設開放事業

対応方針	見 直 し
------	-------

判定結果に対する考え方、今後の方針等
<p style="text-align: center; font-size: 0.8em; margin-bottom: 10px;">※ ()内の番号は、事業別判定結果シートの判定人からのコメント欄の番号に対応しています。</p> <p>(1) 総合型地域スポーツクラブが設立されている地区においては、クラブと連携し、効率的な利用調整ができるよう進めていく。 各学校体育施設開放運営協議会への委託料については、費用の見直しを行い削減を図った。(①) 見直し年度：平成24年度</p> <p>(2) 使用料の徴収については、利用実態や他都市の状況を調査し、公立公民館等類似施設との整合も考慮した上で、必要最小限の金額である電気料実費相当額の徴収を検討する。 なお、使用料を徴収する場合は、受益者負担を基本として、利用者に対し一律に負担を求めることで調整を行う。(②・③・④) 見直し年度：平成23、24年度</p> <p>(3) 同じ団体が週に何度も利用しており、新規団体との譲り合いがうまくできていない学校があるため、市が学校体育施設開放運営協議会を対象に開催する説明会において、公平な利用調整を行うよう再度促していく。また、利用団体の現状調査を行い、既得権意識を持った団体については理解を求め、各団体が平等に施設を利用できるよう、学校体育施設開放運営協議会と連携を図る。(⑤・⑥)</p>